

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA委員会B出張所（現在は、A委員会事務局C事務所）における資格取得日を昭和57年1月12日、資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月12日から同年4月1日まで

私は、申立期間において、B市立D小学校の産休代替講師として勤務していたが、その間のA委員会B出張所における厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「B市立D小学校で産休代替講師として採用されるに当たり、当初から申立期間を通じて雇用されることを前提に採用された。」と主張しているところ、A委員会から提出された履歴書によると、申立人は、申立期間と一致する昭和57年1月12日から同年3月1日までの期間及び同年3月2日から同年3月31日までの期間において、産休代替講師として同校に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時のB市立D小学校の事務担当者から提出された昭和55年度初任者研修で使用された給与実務についての資料には、「社会保険に加入しなければならない人」として、「2か月を超える期間採用される期限付職員等は、全員、健康保険・厚生年金保険の被保険者とならなければならない。」と記載されており、当該事務担当者は「申立期間当時も、当該資料の基準に従って事務処理を行っており、本人の希望の有無にかかわらず、2か

月を超えて雇用される者は厚生年金保険に加入することになっていた。」と供述している上、申立期間前後1年間にA委員会B出張所において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の被保険者は、「申立期間当時、同出張所では、厚生年金保険に強制的に加入させていた。」、「加入するかどうか希望を聞かれたことは無い。」旨供述している。

さらに、A委員会事務局C事務所は、「申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは不明であるが、現在、産前産後休暇の代替講師に、どちらも同一人を雇用する予定であり、かつ講師本人の内諾を得ている場合は、産前及び産後のそれぞれ8週間ずつで合計16週間となり、2か月と1日以上雇用が見込まれることから、産前代替講師として雇用した日から、厚生年金保険に加入させる取扱いである。」と回答しているところ、申立期間当時にA委員会B出張所において、厚生年金保険加入記録が確認できる二人の被保険者はそれぞれ、「私は昭和56年10月6日から57年1月26日までの期間、B市立E小学校で臨時の講師をしていたが、保管している辞令では、56年10月6日から同年11月23日までの期間と同年11月24日から57年1月26日までの期間に辞令が分かれている。」、「私は56年12月6日から57年3月10日までの期間、B市立F小学校で産休代替講師として勤務していたが、当該期間の辞令は産前と産後で分かっていた。」と供述している上、オンライン記録によると、当該二人の被保険者は、いずれも供述のとおり、通算した雇用期間の初日から終日までの間、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A委員会から提出された履歴書に記載されている号俸及び申立期間当時に適用されていた給料表並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A委員会事務局C事務所は不明としているが、A委員会B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年6月9日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者の資格喪失日は、23年6月1日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月9日から23年6月頃まで

私は、昭和22年6月9日から23年6月頃まで、C市のA社が所有するD船に、船員として乗船していた。しかしながら、年金記録を確認したところ船員保険の記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）において、昭和22年6月9日にA社に係る船員保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、同台帳には資格喪失日の記載が無い。

また、申立人は、申立期間にA社が所有するD船に機関員として乗船し、航海記録を鮮明かつ具体的に記憶していることから、申立人は、申立期間に同船舶に船員として乗船していたことが推認できる。

一方、D船に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、申立期間前後の被保険者名簿は存在するものの、申立期間の被保険者名簿は確認できない。

また、申立人が同僚として記憶している6人のうち5人については、D船に係る申立期間前後の被保険者名簿に記録が確認できる上、上記5人の同僚のうち一人は、被保険者台帳において昭和20年12月25日から23年11月1日までの期間の同船舶に係る船員保険記録が確認でき、別の同僚一人は、20

年12月22日から46年3月1日までの期間のA社に係る船員保険のオンライン記録が確認できる。

さらに、申立人は、「D船に乗船して国内航路で従事した後、A社の捕鯨船団としてEへ向かい、Cへ帰港して休暇を取った後、同船舶に戻ってすぐに退職した。」と主張しているところ、申立期間当時の同船舶の乗組員は、「同船舶は昭和23年5月10日頃にCへ帰港し、甲板員や機関員は交代で20日間ほど休暇を取った後、同船舶の手入れをしていた。」と供述している上、上記Cへ帰港した日付が、捕鯨船団の母船であるF船及び同船団の他船の乗組員の供述と一致することから判断すると、申立人は、少なくとも同年5月31日まではA社と雇用関係にあったと考えられる。

加えて、上記二人の乗組員は、乗船と同時に退職するまで船員保険に加入していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年6月9日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における船員保険被保険者の資格喪失日は、23年6月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年12月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から57年10月1日まで
② 平成10年10月1日から11年10月1日まで

日本年金機構において記録されている標準報酬月額と、給与明細書に記載されている総支給額が相違しているため、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成10年12月から11年9月までの期間については、A社B支社が加入するC厚生年金基金の加入員台帳及びD健康保険組合から提出された被保険者台帳に代わる被保険者記録照会画面の写しから、申立人の標準報酬月額は、59万円であることが確認できる上、当該事業所から提出された給与個人台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額59万円に相当する厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

また、当該事業所は、「平成10年12月の随時改定に係る届出書の写し等については廃棄しており確認することはできないが、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所への届出様式は複写式であり、当事業所からそれぞれに提出していた。」と回答している上、C厚生年金基金も「当該期間の届出様式は複写式である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①については、申立人から昭和56年1月から57年12月ま

での期間（昭和 56 年 7 月を除く。）として提出された給与明細書には「月」の記載はあるものの「年」の記載が無いことから、家族手当の支給金額及び源泉徴収税額等から検証したところ、申立人が 56 年 1 月から同年 5 月までの分であると主張する給与明細書については 57 年 1 月から同年 5 月までの分であること、及び同年 1 月から同年 6 月までの分であると主張する給与明細書は 58 年 1 月から同年 6 月までの分であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された申立期間①のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間と認められた給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、昭和 57 年 6 月については、給与明細書が無いため、報酬月額及び保険料控除額が確認できないものの、給与明細書が確認できる前後の月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間についても同様であったと判断できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②のうち、平成 10 年 10 月及び同年 11 月については、給与個人台帳によると、同年 10 月の定時決定の算定基礎となる同年 5 月から同年 7 月までの時間外手当の支給が無くなったことにより、オンライン記録の標準報酬月額は 50 万円から 41 万円に減額されていることが確認できる。

また、上記給与個人台帳からは、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年8月について、19年12月の資格取得時は標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が、また、20年9月について、標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年8月は24万円、同年9月は28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年10月29日から同年12月26日まで
② 平成19年12月26日から20年10月1日まで

申立期間①について、A社には、平成19年10月29日から勤務していたが、厚生年金保険への加入記録が同年12月26日からとなっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、A社から受け取っていた給与額は、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額よりも高額であったので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、平成19年12月26日から20年10月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日（平成22年9月28日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間②のうち、平成19年12月26日から20年8月1日までの期間に

については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年8月1日から同年10月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②のうち、平成20年8月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、11万8,000円と記録されている。しかし、当該給与明細書、賃金台帳及び源泉徴収簿によると、同年8月について、19年12月の資格取得時は、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。また、20年9月について、標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年8月は24万円、同年9月は28万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間②のうち、平成19年12月26日から20年8月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書、並びに当該事業所から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿で確認できる当該期間の申立人の報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①について、雇用保険の記録、並びに事業主から提出された労働者名簿及び賃金台帳から、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書、並びに事業主から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿から、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月1日から24年1月6日まで
② 昭和24年7月31日から同年8月1日まで

昭和23年12月1日にA社C事業所に採用され、38年1月31日まで継続して同様の業務（船舶による運送業務）に従事していたにもかかわらず、入社時の1か月と厚生年金保険から船員保険に切り替えられた際の1か月、合計2か月間の年金加入記録の空白があり、納得できないので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社C事業所から提出された労働者名簿及び同社の社会保険事務担当者の証言から判断すると、当該期間において、申立人がA社C事業所に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社C事業所における昭和24年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和24年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険

事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、B社C事業所から提出された労働者名簿から、申立人が申立てどおり、昭和23年12月1日にA社C事業所に採用されていることが確認できる。

しかしながら、B社C事業所から提出された社会保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和24年1月6日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している上、同被保険者名簿により、申立人の直前に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚について上記の労働者名簿を見ると、雇入れが23年11月5日、厚生年金保険の資格取得日が同年12月6日と記載されており、申立人と同様に雇入日と厚生年金保険の資格取得日に、約1か月の開きがあることから、同社における被保険者資格の取得手続は、入社と同時に行われていなかったことがうかがえる。

また、B社C事業所は、「上記の書類以外に、社会保険関係の書類は残っていないが、申立人について、昭和23年12月は厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと考えられる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 63 年 8 月までの期間及び平成元年 4 月から 11 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月から 63 年 8 月まで
② 平成元年 4 月から 11 年 5 月まで

私の昭和 56 年 7 月から 63 年 8 月までの期間の国民年金保険料が未納となっている上、平成元年 4 月から 11 年 5 月までの期間については、国民年金に未加入となっている。

しかし、私の当該期間に係る国民年金保険料については、私と私の兄が A 市役所の窓口において納付していた記憶があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、同番号の前後の払出状況からみて昭和 62 年 9 月以降に払い出されているものと推認でき、申立期間のうち、少なくとも 56 年 7 月から 60 年 6 月までの期間の国民年金保険料は、当該払出時点で時効により納付することができなかったものと考えられる上、申立人に別の同番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金保険料は、A 市役所の国民年金担当窓口において納付した。金融機関において納付したことは無い。」と主張しているところ、A 市の担当者は、「昭和 48 年頃から当市の国民年金担当窓口において国民年金保険料の収納は行っていない。また、過年度保険料の納付書の作成も行っていない。」と回答している。

申立期間②について、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該期間は、国民年金の未加入期間である上、同市の担当者は、「当

市では、国民年金の記録管理について、昭和 58 年頃から電算処理しており、資格記録の無い被保険者に対して、納付書を作成することはできなかったと思われる。」と供述していることから、申立期間に係る納付書は作成されず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

申立期間①及び②は、合計 17 年 4 か月に及び、申立人の納付記録が長期間にわたり連続して欠落することは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立人又はその兄が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 4 月まで

申立期間頃は、生活に困っていたので、国民年金保険料を納付できなかったが、そのことが気になり、昭和 62 年 5 月頃に A 市役所の窓口で相談したところ、それまで納付していない保険料を納付すれば年金がもらえるようになると言われたので、納付することにした。保険料を納付できなくなった時期が 59 年 4 月頃からであったかどうかは記憶が定かではないが、その時に任意加入を辞退する申出を行った記憶は無い。

国民年金保険料の納付については、A 市役所から送付された納付書を使って、古い時期の保険料から毎月、2 か月分ずつ B 銀行 C 支店の窓口で納付した。

申立期間の国民年金保険料を遡って納付したはずであり、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間頃は、生活に困っていたので保険料を納付できなかったが、昭和 62 年 5 月頃に A 市役所に相談の上、申立期間の保険料を遡って納付した。」としているが、オンライン記録上、59 年 4 月 1 日に国民年金の任意被保険者資格を喪失し、申立人が A 市に相談したとする時期とほぼ一致する 62 年 5 月 12 日に同資格を再取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間は任意加入対象期間であることから、当該再取得時点で、制度上、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、「国民年金保険料を納付できなくなった時期が昭和 59 年 4 月頃からであったかどうかは記憶が定かではないが、その時に任意加入を辞退する申出を行った記憶は無い。」としているところ、仮に、申立人が同年 4 月に国民年金の任意被保険者資格を喪失しなかったとしても、制度上、申

立人が 60 歳に到達する 60 年*月*日には、同資格を喪失することとなり、その場合、59 年 4 月から 60 年 2 月までの保険料については、申立人が同資格を再取得した 62 年 5 月時点で、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、国民年金保険料の納付方法について、申立人は、「毎月、古い時期の保険料から 2 か月分ずつ納付した。」としているが、A 市の国民年金検認状況一覧表及びオンライン記録から、申立人が任意被保険者資格を再取得した昭和 62 年 5 月以降の保険料を毎月、納期内に B 銀行で納付している（D 銀行で前納している昭和 63 年度を除く。）ことが確認でき、申立内容と符合していない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 20 年 6 月まで

私が、A社で働いていた申立期間の標準報酬月額の記録が、当時実際にもらっていた給与の総支給額に比べ 10 万円程低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を給与の総支給額に見合うよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成元年 12 月から 3 年 9 月までの期間、同年 11 月から 6 年 6 月までの期間、同年 8 月、同年 10 月から 7 年 2 月までの期間、同年 4 月から 10 年 1 月までの期間、同年 3 月から 11 年 5 月までの期間、同年 7 月から 18 年 9 月までの期間及び同年 11 月から 19 年 11 月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書によると、報酬月額に基づく標準報酬月額は、申立人の主張どおり、おおむねオンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より低額又は一致していることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月から平成元年 11 月までの期間、3

年10月、6年7月、同年9月、7年3月、10年2月、11年6月、18年10月及び19年12月から20年6月までの期間については、給与支給明細書の提出が無いため、報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないものの、A社の元顧問社会保険労務士事務所から提出された申立人に係る同年10月から21年7月までの期間の賃金台帳の写しによると、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、同社の複数の同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書を見ると、報酬月額に基づく標準報酬月額は、おおむねオンライン記録上の標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できる。

これらを併せて判断すると、申立期間当時、A社においては、従業員の標準報酬月額を実際の報酬月額よりも低い金額で社会保険事務所（当時）に届け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと考えられる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 862 (事案 604 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月から36年3月まで

前回の申立てにおいて、私がA社で勤務していた期間の厚生年金保険の記録について、記録の訂正が認められないとの結論であった。

今回の再申立てに当たり、私の実母のA社での身分証明書及び実母名義の通勤定期乗車券を新たに提出するので、私が同社において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和34年春頃から同年12月頃までの期間、申立人がA社において勤務していたことが推認できるものの、同社において申立期間当時、申立人と同様に茶器販売員であった同僚3人が「入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述している上、当該同僚3人について、同社に入社した日とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格取得日に相違が見られることから、同社は、採用した女性従業員について、半年から1年程度の試用期間を設けていたものと考えられること、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月17日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立人の実母のA社での身分証明書(昭和35年12月1日発行)及び同年12月14日から36年1月13日までの期間に係る実母名義の通勤定期乗車券を新たに提出することにより、「少なくとも同年1月までは実母と一緒に私も同社で勤務していたはずである。」と主張している。

しかしながら、当該身分証明書及び通勤定期乗車券は、申立人の申立期間における勤務実態を証明する資料とは認められない上、申立期間当時の複数の同僚に照会したところ、申立人が、申立人の実母と一緒にA社で勤務していたことについての供述を得ることができない。

また、申立人は、今回新たに、A社の入社時期について、「昭和34年5月に社員旅行に参加したが、旅行に必要な物を揃えるには1か月分や2か月分の給料では間に合わず、当該旅行の6か月前ぐらいから勤務していた。茶道は毎年10月に炉開きがあり、炉用の柄杓を用いることになるが、33年4月に入社した人が風炉用の柄杓を間違えて販売し、お客様に叱られたことを覚えているため、同年10月頃に入社していたはずである。」とし、同社の退社時期について、「茶道において、1月は初釜、3月は千利休忌が催され、専門的な知識が必要とされるため、新入社員では対応できず、36年3月までは自分が残っていたはずである。」とそれぞれ主張しているところ、上記の茶器販売員であった3人の同僚からは申立人が33年10月に入社し、36年3月に退社したことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「A社で勤務していた期間に同社から交付された健康保険被保険者証を用いて『B診療所』で保険診療を受けた。」と主張していることから、同診療所に申立期間当時の診療記録について照会したものの、回答が得られず、申立人の主張を裏付ける資料や供述を得ることができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
平成 19 年に年金の受給手続を行うために社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みであるとのことであった。

しかしながら、申立期間に係る事業所について厚生年金保険の脱退手続を依頼したことは覚えているが、脱退手当金を受給した記憶が無く、また、脱退手当金の支給決定日が、申立期間に係る事業所を退職した後、厚生年金保険に再度加入する前日の記録になっていることは不自然であると思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 4 月 1 日の前後約 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす同僚女性 47 人の支給記録を確認したところ、申立人を含む 36 人に支給記録が確認でき、そのうち 28 人は資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、申立人が、「退職時、厚生年金保険の脱退手続を庶務係に依頼した。」としていること、及び当該事業所の事務担当者が、「当時の事務担当者に照会したところ、本人から脱退手当金の請求があった場合は、会社が本人に代わり社会保険事務所へ提出を行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

また、上記の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示（昭和 42 年 5 月 12 日付け）が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 6 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえな

い。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 31 日から 44 年 1 月 28 日まで

平成 15 年頃、社会保険事務所（当時）で記録を調べてもらって初めて A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者期間を含む脱退手当金を受給したことになることを知った。その後勤務した C 社 D 工場で経理担当から脱退手当金をもらうと将来損をすると説明されたが、同社では厚生年金保険被保険者期間が短かったので脱退手当金を受給した。A 社 B 工場では厚生年金保険被保険者期間が長かったので受給しているとは思っていなかった。よく調査して私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金について「C 社 D 工場で経理担当から脱退手当金をもらうと将来損をすると説明されたが、同社では厚生年金保険被保険者期間が短かったので脱退手当金を受給した。A 社 B 工場では厚生年金保険被保険者期間が長かったので受給しているとは思っていなかった。」と主張しているところ、C 社 D 工場における申立人の厚生年金保険被保険者期間は 2 か月であり、当時の脱退手当金の支給要件（24 か月）を満たさないことから、申立期間に係る脱退手当金は、申立人が受給を認めている期間と合わせて受給したものと認められる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、C 社 D 工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 3 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記

憶が無いというほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。